

ソフトウェアに関する会計処理の変更について

文部科学省私学部参事官室

他の会計基準の動向

- 企業会計基準：ソフトウェアに関する明確な会計処理基準がなかったため、平成10年に策定。
- 国立大学法人会計基準：企業会計と同様の会計処理を導入(H16年度)

【自社利用(法人内利用)のソフトウェア】

その利用により、将来の収入獲得又は費用削減が確実に認められる場合のみ資産計上
それ以外の場合は、費用処理。

学校法人会計もこの取扱いに合わせる

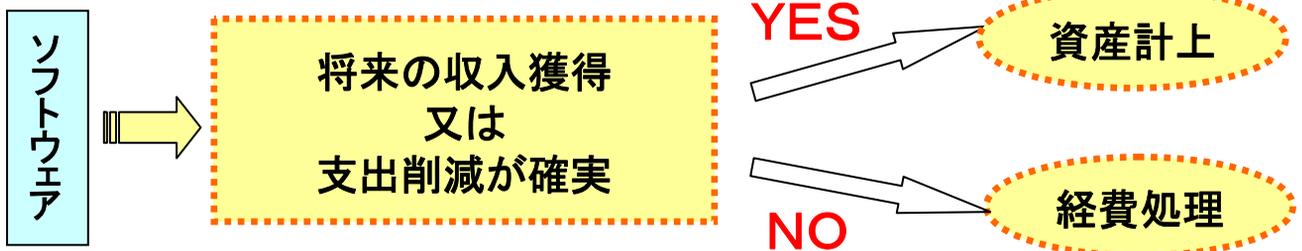
会計処理変更の理由

- ソフトウェアは、従来より、支出時に経費として処理されてきたが、ソフトウェアの果たす役割が重要性を増していることより、会計処理を整理。
- リース取引に関する会計処理の通知の発出に伴い、ソフトウェアを購入した場合とファイナンス・リース取引した場合の会計処理について、その方法を明らかにする必要性があるため。

◆適用：平成21年4月1日以降に購入等されるソフトウェア

ソフトウェアの会計処理

※リース取引の場合も含む



教育研究用ソフトウェア

教育研究の質的向上のために利用＝
収入獲得又は支出削減が確実にある
場合は少ない

多くは…
経費処理

事務用ソフトウェア

法人の効率的な運営のために利用＝
業務効率化のために使用する場合
支出削減が確実にある場合が多々

多くは…
資産計上